

令和2年1月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日（金）午後1時30分～

2. 開催場所 玖珠町役場 2階 庁議室

3. 出席委員

1番 繁田 富男 2番 島津 益夫 3番 河野千代美
4番 園田 恭子 5番 宿利 浩満
6番 安藤 慎八（副会長） 7番 梶原 光宏（会長）

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 梅木 隆富 5番 藤原 善和 6番 高浪 辰雄
7番 高倉 利子 8番 飯田 久夫 9番 秋好 清広
10番 帆足 清己 11番 衛藤 和敏 12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
議案第4号 農用地利用配分計画の決定について
議案第5号 農用地利用集積計画の変更について
議案第6号 農用地利用配分計画の変更について
議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

報告第1号 農地法第4条許可処分の取消し願いについて
報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について（相続）
報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について
報告第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の
事業計画変更申請の取下げ願いについて

その他

農業委員等の綱紀保持（コンプライアンス）に関する研修
講師：大分県農業会議 専務理事 葛城氏

6. 農業委員会事務局

局長 渡辺 克之 主幹（統括）井野 俊夫
主査 島津 智美 主査 繁田 寿美

7. 会議の概要	
事務局	<p>ただ今より1月定例委員会を開催します。梶原会長にごあいさつをお願いします。</p>
会長	<p>(あいさつ)</p>
事務局	<p>農業委員定数7名に対して、全員の出席ですので、玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。ここでお願いがございます。議案に上程いたしました案件について質疑等ございましたら、挙手をして議長の承認のうえ発言していただきたいと思ひます。</p>
議長	<p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となりますので以降議事の進行につきましては会長よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、5番委員、6番副会長よろしくをお願いします。なお、農地利用最適化推進委員の皆さんにおかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてです。</p>
事務局	<p>番号1、大字山田字蘆田〇〇〇〇番〇、登記簿地目は田、面積481㎡です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。転用目的及び転用理由は、駐車場用地としての転用です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、3番委員です。</p>
議長	<p>以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を</p>
議長	<p>番号1 を 3番委員 お願いします。</p>
議長	<p>委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
農業委員	<p>番号1の調査結果を報告します。1月9日午後、所有者、推進</p>

	<p>委員と事務局で現地確認を行いました。土地の所在は、大字山田字鶴田〇〇〇〇番〇で、〇〇〇号線の〇〇〇から〇〇入口から200mほど進入したところにあります。〇〇〇〇です。面積は、1筆481㎡で、登記簿は田、現況は休耕田です。農振に入っていました。手続きをして除外されました。転用目的は駐車場用地で、事業拡張のため、駐車場が不足しているためです。大型トラック、トレーラーが25,6台あります。昨年10月に、〇〇〇〇番〇、646㎡を申請し、許可を得て、工事を完了していません。工事着工は、許可日から令和2年3月31日までに完了する予定です。土砂の流出または崩壊、その他の災害の発生、周囲の農地の営農条件に支障を生じる恐れはありません。</p> <p>以上報告を終わります。</p>
推進委員	<p>今、委員の説明のとおりです。以前、〇〇〇〇の横を申請し、利用しています。土地柄、扇形になっており、利用しづらいということで、また農振除外の手続きの関係で、前回とは別に申請したということです。</p>
議長	<p>質疑はありませんか。</p>
議長	<p>質疑がなければ採決をとります。議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方の挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、原案どおり許可し、許可相当として県知事に意見書を送付します。</p>
事務局	<p>次に、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について事務局説明をお願いします。</p> <p>議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてです。</p> <p>番号1、大字山田字大水口〇〇〇〇番〇〇、登記簿地目は田、面積454㎡です。所有権の移転です。譲渡人は、〇〇の〇〇〇</p>

	<p>○さん。譲受人は、○の○○○○○さんです。転用目的及び転用理由は、駐車場用地及び資材置場用地としての転用です。農地の区分は、第2種農地と判断されます。担当委員は、3番委員です。以上、1件です。</p>
議長	<p>それでは、担当委員の説明を 番号1 を 3番委員 お願いします。 委員の報告後、推進委員の報告をお願いします。</p>
農業委員	<p>番号1の調査結果を報告します。1月9日、申請者夫妻と、推進委員と事務局で現地確認を行いました。土地の所在は、大字山田字大水口○○○○番○○で、○○○号線の○○○○の裏約100mの住宅地の中です。面積は454㎡です。登記簿は田で、現況は休耕田です。転用目的は駐車場用地及び資材置場用地です。転用理由は、貸家の駐車場及び、工務店の資材置場用地が必要なためです。工事着工は、許可日から令和2年3月31日までです。10月に申請していましたが、計画内容を変更することになり再度の申請になります。土砂の流出または崩壊、その他の災害の発生、周囲の農地の営農条件に支障を生じる恐れはありません。以上報告を終わります。</p>
推進委員	<p>場所については、前回説明のとおりです。再度煮詰めなおして今回の申請になります。確かに駐車場としては広いのではないかと委員から指摘がありました。そこだけを分割して駐車場にするというのは出入りと土地の有効利用がなかなかできないということで、事業をされていますので、今回、資材置場と駐車場を兼ねるということで、申請が出ています。トラックが出入りしますので、それくらいの面積は必要ということになっています。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>自分の印象として、前がだめだったから資材置場としたらいいじゃないかという印象がします。資材置場を取ってつけたような印象があります。本当に資材置場として必要なのであればそうなのかもしれないが。</p>

事務局	<p>確かに前回駐車場用地として出して、まず、のりが高かったので、のりで使えない部分があるということで、適当ではないかと提出していたのですが、内容を見直すということで、一度取下げていました。申請者が再度申請を詰める段階で、以前から若干は資材置場にしたいという話は出ていましたが、図面上には出ていなかったもので、するのであれば図面に挙げてもらわないといけないということで今回の申請になっております。</p>
議長	<p>議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号について、原案どおり許可し、許可相当として県知事に意見書を送付します。</p> <p>次に、議案第3号農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第3号農用地利用集積計画についてです。別冊の議案第3号の最後のページをご覧ください。</p> <p>利用権の設定の新規ですが、</p> <p>3年未満が 1件で、 13,768㎡、</p> <p>3年～5年が15件で、 44,416㎡、</p> <p>10年以上が 4件で、 9,386㎡、</p> <p>利用権の再設定、令和元年12月20日で契約が切れた分の更新した分になりますが、</p> <p>3年未満が 10件で、37,755.92㎡、</p> <p>3年～5年が45件で、 149,655㎡、</p> <p>10年以上が 8件で、 40,860㎡、</p> <p>以上、合計 83件で、合計面積が295,840.92㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>挙手</p>

議長	<p>全員賛成です。議案第3号については、原案どおり承認します。次に、議案第4号農用地利用配分計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第4号農用地利用配分計画についてです。別冊の議案第4号をご覧ください。</p> <p>番号1については、議案第3号の番号77～79についての配分計画で、借受人が〇〇〇の合同会社〇〇〇〇で、借受期間は6年になります。なお、1月7日に、会長に現地確認を行ってもらい、問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>問題はないのですが、地区の何割くらいの集積ですか。</p>
事務局	<p>統計資料がないので、別にまた報告します。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第4号については、原案どおり承認します。次に、議案第5号農用地利用集積計画の変更について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5号農用地利用集積計画の変更承認についてです。あとで議案第6号も関連してくるのですが、同一の案件の集積計画と配分計画の変更になります。</p> <p>番号1についてですが、平成30年2月5日の定例委員会で承認いただき、集積した部分になります。今回の変更は賃借料の変更になります。年5千円にしていたのを使用貸借にすること、貸主借主合意のもとによるものになります。期間は、令和10年4月30日のままとします。</p>

	<p>以上です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第5号については、原案どおり承認します。次に、議案第6号農用地利用配分計画の変更について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第6号農用地利用配分計画の変更についてです。別冊の議案第6号をご覧ください。</p> <p>番号1については、議案第5号の配分計画で、平成30年2月5日の定例農業委員会で承認いただいた件で、今回の変更は賃借料の変更で、年5千円を年0円の使用貸借に変更するものです。期間は令和10年4月30日のままです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>挙手</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第6号については、原案どおり承認します。次に、議案第7号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、この後行われます研修を受けてから決議を行います。続きまして、報告事項について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号は、農地法第4条許可の取り消し願いととなります。平成4年3月31日に県知事許可を受けた案件ですが、申請者が転勤してしまい、転用せず、現在も農地のままであるので、一度農地に戻すための取消しです。</p> <p>次に、報告第2号です。農地法第3条の3条第1項の規定による届出（相続による所有権移転）が2件届出されております。</p>

	<p>報告第3号です。農地法第18条の規定による合意解約が1件、届出されております。</p> <p>本日お配りしました、報告事項の追加があります。報告第4号です。農地法第5条許可後の事業計画変更申請の取下げ願ひになります。本案件は、12月の農業委員会で審議され許可相当として現在県に申請書を送付している案件になります。取下げ理由は、駐車場用地から賃貸住宅用地への事業計画の変更でしたが、申請者が現在の許可条件である、駐車場用地として転用を完成させることにしたためになります。</p> <p>以上です。</p>
会長	<p>私のほうから報告ですが、令和元年度玖珠町農業施策の改善に関する意見書が別冊であります。これは去年、認定農業者高志会の方との意見交換会の中で出された、有害鳥獣の施策と担い手の育成、農業用機械等の購入支援策という意見を後日町長に報告したいと思います。よろしく申し上げます。</p>
推進委員	<p>有害鳥獣被害対策について、既存のメッシュ柵の移動ができないのかお願いしたい。</p>
農業委員	<p>全町に対して、そういう柵の移動について申請の調査をしてもらいたい。各地区で眠っている物を生かすということで許可をいただきたいと思います。</p>
農業委員	<p>テキサス（ゲート）グレーチングというのはどういうことですか。</p>
会長	<p>道路側溝にかけているようなグレーチングで、鹿の蹄が引っ掛かりやすく、通るのを嫌がるような網の形になっています。ただ、この設置工事費がとても高いです。</p>
推進委員	<p>町道は柵で塞げないので、道路横の側溝に蹄が引っ掛かるグレーチングを設置して、扉を設置しなくても通れなくする仕組みです。車や人は通れます。</p>
会長	<p>〇〇〇で問題になっているのは、鹿などが高速道路下の隧道を</p>

<p>推進委員</p>	<p>通っていくことです。道に柵をすることはできないので、そういう所に設置できたらと思うけれど、工事費が高いので何とかならなら。</p> <p>うちの集落と〇〇〇との境で、すべてメッシュしているのですが、鉄塔に行く道の一部を〇〇〇の一人か二人が柵をさせてくれない。それでそこから鹿等が入ってくるのでメッシュしていても意味がない。〇〇〇は、自分の田んぼの周りだけメッシュしている。それで、地区でだいぶ稲がやられた人がいます。</p>
<p>農業委員</p>	<p>うちのほうは、農地ではなく山との境に柵をしています。田んぼの入口に柵はないけれど、それでよいこともあります。〇〇〇との境を止めれば防げる問題なので、ぜひ協力してもらわなくてはならないと思います。皆さんが協力意識を持っていくことが大切です。私たちも道は囲っていないので、今後は鹿等が入らないように対策をしていくけれど、それも協力が必要です。</p>
<p>推進委員</p>	<p>工業団地ができて、鹿が増えた。</p>
<p>農業委員</p>	<p>防ぐことも大切だけど、根本的に数を減らしていくことも大切だと思う。</p>
<p>推進委員</p>	<p>減らす方法があります。10年前から鹿等の処理場を作ってほしいと言っています。前々から町長に言ってはきていますが、他の、〇〇市等は作ってしまった。玖珠にできないのはおかしい。</p> <p>猟友会も高齢化し、若い人に資格を取ってもらい、鹿イノシシを捕獲してもらわないと、いくら網を張ってもよくなるらない。</p> <p>処理場は中心部には作れないけれど、中心部から離れた所でも捕獲して1時間以内に持ち込める所なら間に合う。</p>
<p>事務局長</p>	<p>意見書の中に挙げていますので、農業委員たちが町長に説明をするということで、よろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>去年の、鳥獣害の被害額は届出のあった分で約780万円です。〇〇市は1千万円以上です。</p>

推進委員	〇〇市は〇〇〇に立派な処理場を建てています。
推進委員	そういう施設は有効に利用されていますか。
推進委員	100%成功している所もあればそうでない所もあるでしょう。〇〇市の設備はいいけど、場所が遠すぎます。場所の選定が大変です。他県でジビエにならないものを堆肥とする施設もできてきています。それなら時間の制限もありません。
会長	では、意見を取りまとめて、意見書を町長に渡したいと思いません。
事務局長	内容についてご意見がありましたら、今月の20日頃までにご連絡ください。
議長	質疑はありませんか。
議長	無いようですので、これから、農業委員の綱紀保持に関する研修を行います。準備のため、休憩を取りたいと思しますので、よろしくをお願いします。
事務局長	それでは、農業委員の綱紀保持に関する研修を行います。昨年、県内でも事案が起りましたが、「信頼され頼られる農業委員会であるために」ということで大分県農業会議 専務理事兼事務局長からお話をいただきます。
講師 (大分県農業会議 専務理事兼事務局長)	<p>(研修内容 要約)</p> <p>一昨年からの一年間で、全国で4件逮捕者が出ました。全国農業会議所は、たった一つまみの不祥事で、信頼が揺らぐということで危機感を持っています。そのため、綱紀保持の申し合わせ決議や研修を市町村にお願いしていたところです。</p> <p>農業委員会組織は平成28年の改正により、農地の番人としての役割だけでなく、農地の利用最適化の推進も新たな活動となりました。社会情勢に応じて、正しい活動を行ってほしいと思います。社会に対する感度を大切にして、同じコンプライアンス</p>

	<p>というルールを守っていてももらいたい。法律だけでなく、社会規範も守っていくことで、組織の品格を高めてもらいたい。</p> <p>農業委員会は使命として強い公共性を持っていて、特別職の公務員です。何かありますと、地方公務員法が適用されます。</p> <p>「農業委員会憲章」が平成28年の全国農業委員会会長大会で採択されました。</p> <p>農業委員会の許認可は、不祥事の温床、誘惑と背中合わせです。そのために心がけてもらいたいのが、明確なルールに基づいた確かな処理です。</p> <p>コンプライアンスの確立維持に必要なものは、例外を持たずに違反に対して厳罰に臨むということと、繰り返し確認していくということ意識改革につながるということです。ルールを守ることが組織を守ることにつながります。</p> <p>万が一、不祥事・コンプライアンス抵触が発生したら、組織トップへの迅速な報告が必要です。</p> <p>リスクマネジメントのための手法として、報告・連絡・相談を行い、タイミングと対応策を共に考えることです。また、PDCAサイクルによる改善ですが、Cのチェックから始めるPDCAで取り組むことで改善効果が出てくると思います。</p> <p>「法に適い、理に適い、目的に適い、そして、情けに適う」で対応していく。皆さんの立場を守りながら業務を進めるためにはコンプライアンスが重要となってきます。コンプライアンスを忘れず、業務に携わってもらいたいと思います。</p>
議長	何か今日の研修についてご質問はありませんか。
議長	それでは、議案第7号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、承認される方は挙手をお願いします。
農業委員	挙手
議長	全員賛成です。議案第7号について承認されました。
議長	以上で、農業員等の綱紀保持に関する研修を終了します。ありがとうございました。

議長

それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会 1 月定例総会を閉会します。